

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第11回

民事裁判手続のデジタル化 (民事関係手続)



今回は、民事裁判手続のデジタル化のうちの、民事訴訟手続のデジタル化について説明しました。最終回である今回は、民事裁判手続のデジタル化のうちの、民事訴訟手続以外の民事関係手続のデジタル化について説明をしたいと思います。

民事訴訟手続以外の民事関係手続のデジタル化について

1. インターネットを利用した申立て等

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号。以下、令和5年改正法)は、民事訴訟と同様に、他の民事裁判手続についても、すべての手続を対象に、申立て等をインターネットを利用してすることができることとした(民事執行法[以下、民執法]19条の2、19条の6。[民事訴訟法<以下、民訴法>132条の10準用]→民事保全法[以下、民保法]7条、破産法13条、民事再生法[以下、民再法]18条、会社更生法[以下、会更法]13条、非訟事件手続法[以下、非訟法]42条、民事調停法[以下、民調法]21条の2、家事事件手続法[以下、家事法]38条。等)。

そして、令和5年改正法は、民事訴訟と同様に、委任を受けた代理人のうち弁護士等については、申立て等についてインターネットの利用を義務づけています(民執法19条の3・19条の6。[民訴法132条の11準用]→民保法7条、破産法13条、民再法18条、会更法13条、非訟法42条、民調法21条の2、家事法38条。等)。

これらの改正法は、令和5年改正法公布の日

園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第6室 簡易裁判所判事

(2023[令和5]年6月14日)から5年以内の日から施行されます。

2. 期日におけるウェブ会議等の活用

(1) 民事裁判手続に共通する期日

民事保全や民事執行の手続で行われる審尋^{*1}期日には、裁判所に現実に出頭しなければなりませんでしたが、令和5年改正法では、民事訴訟と同様に、裁判所が相当と認めるときは、当事者は、ウェブ会議(映像と音声付の方法)又は電話会議(音声のみの方法)により関与することができるようになりました([民訴法87条の2第2項・3項準用]→民執法20条、民保法7条)。

証拠調べとして当事者又は参考人の審尋の場合は、原則としてウェブ会議のみを利用することが可能であり、電話会議の利用は当事者双方に異議がない場合に限られます([民訴法187条3項・4項準用]→民執法20条、民保法7条)。

また、民事裁判手続の中には、任意的口頭弁論^{*2}の考え方が採用されているものがあり(民執法4条、破産法8条)、この場合も、令和5年改正法では、民事訴訟と同様に、裁判所が相当と認めるときは、当事者は、口頭弁論期日に、ウェブ会議により関与することができるようになっています([民訴法87条の2第1項・3項準用]→民執法20条、破産法13条)。

(2) 民事執行に特有の期日

令和5年改正法では、配当期日に関し、裁判所が相当と認めるときは、その手続に関与する者は、ウェブ会議又は電話会議により関与することができるとしました(民執法86条)。

また、財産開示期日に関し、申立人は、裁判所

*1 当事者その他利害関係人に陳述の機会を与える手続

*2 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならないが、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める(民訴法87条1項但し書)



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

が相当と認めるときは、ウェブ会議又は電話会議により関与することができます(民執法199条の2)。そして、一定の事由がある場合において、裁判所が相当と認めるときは、開示義務者は、ウェブ会議の方法によって、財産開示期日における陳述をすることができます(民執法199条の3)。

(3) 破産手続に特有の期日

令和5年改正法では、債権調査期日に関し、裁判所が相当と認めるときは、破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者は、ウェブ会議によりその手続に関与できるとされました(破産法121条の2等)。また、債権者集会の期日に関し、裁判所が相当と認めたときは、破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者等は、ウェブ会議によりその手続に関与できるとされました(破産法136条の2)。

(4) 家事事件及び非訟事件の期日

家事事件及び非訟事件の期日(非訟法が準用される民事調停事件及び労働審判事件の期日を含む)においては、法律上、ウェブ会議又は電話会議を利用することは可能でしたが、その要件は、「遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」とされていました。

令和5年改正法では、この遠隔地要件を廃止し、その要件を「相当と認めるとき」に改めました(家事法54条、非訟法47条)。

(5) 参与員等の関与

民事裁判手続では、当事者、裁判官や裁判所書記官以外の者であって、裁判所で実施される期日に関与する者がいます(参与員[人事訴訟法<以下、人訴法>9条、家事法40条]、家庭裁判所調査官[家事法59条等]、裁判所技官[家事法60条]等)。

令和5年改正法では、裁判所が相当と認めるときは、これらの者が、ウェブ会議又は電話会議を利用して期日に関与できるとしています(人訴法9条6項、家事法40条3項、59条3項[60条2項]等)。

なお、令和5年改正法では、調停委員会を構成する家事・民事調停委員や、労働審判委員会を構成する労働審判員については、裁判官と同様に、期日に現実に出席しないまま(裁判所に所在しないまま)、ウェブ会議や電話会議を利用して期日に出席することは想定していません。

(6) 改正法の施行

(1)～(5)の改正法は、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第48号。以下、令和4年改正法)公布の日(2022[令和4]年5月25日)から4年以内の日から施行されます。

3. 事件記録の電子化

(1) 当事者の申立て等の記録等

令和5年改正前においては、当事者等が提出した申立書や添付書類は、その書面のまま事件記録としてつづられていました。

令和4年改正法では、民事訴訟について、訴訟記録は電子データ化しましたが、令和5年改正法では、民事裁判全般につき、原則として、事件記録を電子データ化して、裁判所の使用するサーバに記録された電子データをもって事件記録とすることとしました。当事者等がインターネットを利用して裁判所の使用するサーバに記録した事項は、そのまま電子データとして裁判所のサーバに記録され、事件記録となります。

当事者等が裁判所に対する申立て等の書面等を提出してした場合には、裁判所書記官は、当該書面等に記録された事項を裁判所の使用するサーバに記録しなければならず、その記録された電子データが事件記録となります。当事者等が執行官に対して申立て等を書面等でした場合も同様です(民執法19条の4、19条の6。[民訴法132条の12準用]→民保法7条、破産法13条、民再法18条、会更法13条、非訟法42条、民調法21条の2、家事法38条。等)。

(2) 裁判官等作成のもの

令和5年改正法では、裁判官は、強制執行開始決定や差押命令、破産手続開始決定、家事審判といった裁判をする際には、その主文等を記録し



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

た電子データを作成し、裁判所の使用するサーバに記録することになります（[民訴法122条＜252条・253条準用＞準用]→民執法20条、民保法7条、破産法13条、民再法18条、会更法13条、非訟法57条、民調法22条[非訟法57条準用]、家事法76条等）。

また、令和5年改正法では、裁判所書記官は、民事執行の不動産競売手続では、紙媒体の物件明細書に代えて電子物件明細書を（民執法62条1項）、破産手続では、紙媒体の破産債権者表に代えて電子破産債権者表を（破産法115条1項）、それぞれ作成し、裁判所の使用するサーバに記録しなければなりません。

（3）物件明細書の公開

令和5年改正前の民執法では、物件明細書は、紙媒体で作成され、①執行裁判所での写しの備置き又は②不特定多数の者が物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして、最高裁判所規則の定める措置のいずれかの方法で公開するとされてきました（民執法62条2項）。

令和5年改正法では、物件明細書を電磁的記録で作成し、当該電子物件明細書は、①執行裁判所に電子物件明細書の内容を出力した書面を備え置く措置、②執行裁判所に設置した末端において電磁的記録（電子データ）の内容を表示したものを閲覧できるようにする措置、又は、③不特定多数の者が電子物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置のいずれかの方法で公開することとしています（民執法62条）。

（4）改正法の施行

（1）～（3）の令和5年改正法は、公布の日（2023[令和5]年6月14日）から5年以内の日から施行されます。

4. 記録事項証明書の提出及びその省略等

（1）民事執行手続における記録事項証明書の

提出及びその省略

ア. 記録事項証明書の提出

令和5年改正前の民執法では、強制執行は、執行文の付与された債務名義^{*3}の正本に基づいて実施するとされ、強制執行の申立てをする者は、申立執行裁判所に対し、判決書の正本などの債務名義の正本を提出する必要がありました（民執法25条）。

令和4年改正法により、民事訴訟における判決書は電子データとして作成され、令和5年改正法では、家事審判における判決書等の民事訴訟以外の手続における裁判書^{*4}も電子データとして作成されることになり、裁判所の使用するサーバに記録され、電子データにつき正本は存在し得ないことになります。そこで、令和5年改正法では、電子データとして作成された判決書や裁判書があることを理由に強制執行の申立てをする者は、執行裁判所に対し、判決書や裁判書の正本に相当するものとして、その内容を証明する証明書（記録事項証明書）を提出することとしています（強制執行は執行文の付与された債務名義の記録事項証明書に基づいて実施することになります）（民執法25条）。

これらの改正法は、令和5年改正法公布の日（2023[令和5]年6月14日）から2年6月以内の日から施行されます。

イ. 記録事項証明書の提出の省略

前記ア.の記録事項証明書の提出の仕組み^{しく}は、強制執行の申立てに際し、紙媒体の証明書の提出を求めるものです。令和4年改正法や令和5年改正法により、判決書や裁判書等が電子データとして作成され、裁判所の使用するサーバに記録されるようになれば、当該サーバに記録されている判決書や裁判書等については、当該サーバにアクセスして執行裁判所等において確認することができる仕組みを設けることが可能となります。

そこで、令和5年改正法では、民事執行の手続において、電子データとして作成された判決書等に^{かか}係る記録事項証明書を提出する必要がある

^{*3} 強制執行の前提となる給付請求権の存在や内容を公証する文書

^{*4} 裁判の原本のこと



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

場合には、これに代えて、事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができるとし、それを提供すれば、記録事項証明書を提出したものとみなされる(記録事項証明書の提出等の省略)としました(民執法18条の2)。

なお、この民執法18条の2は、強制執行の申立てをする場合に限らず、民事執行手続において民執法の規定に基づき記録事項証明書の提出や提示が必要となる場合につき、その提出や提示の省略を可能としています。例えば、強制執行停止の申立てをしようとする場合にも適用があり、令和4年改正法により、執行取消しなどの裁判の正本が提出された場合と同様に、執行取消しなどの裁判の記録事項証明書の提出があれば、強制執行が停止されることとなりますが(民執法39条1項)、強制執行を停止しようとする者は、停止決定等の記録事項証明書の提出に代えて、事件を特定するための必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提出すれば、記録事項証明書の提出を省略することができます(民執法39条4項)。

この改正法は、令和4年改正法公布の日(2022[令和4]年5月25日)から4年以内の日から施行されます。

(2) 民事保全手続における

記録事項証明書の提出省略等

民事保全手続においても、令和5年改正法により、紙媒体の裁判書に代えて、保全命令に係る電子データが作成され、裁判所の使用するサーバのファイルに記録されるときは、その記録事項証明書を提出することができる場合があります(民保法43条[保全執行の要件－保全命令正本等に基づく実施]等)。同改正法により、この場合も、民事執行手続と同様に、その提出をしようとする者は、事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提出すれば、記録事項証明書の提出を省略することがで

きます(民保法46条[民執法18条の2準用])。

この改正法は、令和4年改正法公布の日(2022[令和4]年5月25日)から4年以内の日から施行されます。

5. 不動産担保権実行の要件の見直し等

令和5年改正法前は、担保権の登記(仮登記を除く)に関する登記事項証明書が提出された場合に、不動産担保権実行は、開始するとされていました(民執法181条1項3号)。

これについては、紙媒体の証明書の提出を必要とすることは、手続の効率化等の妨げになり、行政機関が発行する証明文書についても、行政機関と裁判所との情報連携によって、その提出を省略する仕組み(システム)について検討すべきであるとの指摘があり、今後、そのような仕組みの検討がなされる予定となっています。

そこで、令和5年改正法は、そのような仕組みが構築されることを見越して、不動産担保権実行は、担保権の登記(仮登記を除く)がされた不動産について申立てがあれば開始することとし(民執法181条1項1号)、登記事項証明書の提出を不動産担保権実行の開始要件から削除しました。不動産担保権実行手続の停止についても同様の規定がされています(民執法183条1項1号)。ただ、行政機関と裁判所との情報連携が実現するまでは、担保権登記がされていることを証明するために、登記事項証明書の提出が必要とならざるを得ません。

これらの改正法は、令和5年改正法公布の日(2023[令和5]年6月14日)から2年6月以内の日から施行されます。

6. その他の民事執行関係の見直し

(1) 電磁的記録による証明

民事執行手続では、強制執行のもととなる債務名義の請求権が存在し、強制執行ができる状態であることを公証するために、当該債務名義に付される執行文のうちの、条件成就執行文*5や承継執行文*6といった特殊執行文の付与に際

*5 請求が債権者の証明すべき事実の到来にかかっている場合で、債権者がその事実の到来を証明したときに付与される執行文

*6 債権が譲渡されたり、債権者あるいは債務者に相続が発生したりして、債権の承継者に対して又は債務の承継者について付与される執行文



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

しては、債権者は、その条件や承継の事実を証明する文書の提出が必要とされています(民執法27条)。令和5年改正法では、このような特殊執行文の付与に際して、債権者は、必要な事実を証明する文書のほか、その事実を証明する電子データの提出も可能としました。

この改正法は、令和4年改正法公布の日(2022[令和4]年5月25日)から4年以内の日から施行されます。

また、民執法では、そのほかにも、証明文書の提出が必要となるケースがあります(民執法30条2項[立担保の証明文書の提出]等)。令和5年改正法では、これらのケースでも証明する電子データの提出も可能としています。

この改正法は、令和5年改正法公布の日(2023[令和5]年6月14日)から5年以内の日から施行されます。

(2) 売却決定に関する見直し

令和5年改正前は、不動産の強制競売手続等においては、売却決定期日を開き、当該期日で売却決定をすることとされ、利害関係人はその期日で意見を述べることでできるとされていました(民執法69条、70条)。

令和5年改正法は、書面やインターネットを利用して、一定の期間に売却に関する意見を陳述することができる仕組みを設けることとし、売却決定期日の仕組みは廃止しました。具体的には、入札又は競り売りの方法をとる場合、売却の許可又は不許可に利害関係を有する者は、意見陳述期間内に書面やインターネットを利用して意見陳述をすることができます(民執法70条1項・2項。インターネットの利用は、民執法19条の2によって認められます)。そして、執行裁判所は、期日外で売却の許可又は不許可の決定をすることになります(民執法69条1項・2項)。

これらの改正法は、令和5年改正法公布の日(2023[令和5]年6月14日)から5年以内の日から施行されます。

(3) 配当手続に関する見直し

令和5年改正前は、配当手続においては、配当異議の申出の機会を確保するために、配当期日を開くこととされていました(民執法85条)。

令和5年改正法では、当該期日を開くことなく、配当表について書面やインターネットを利用して一定の期間に意見を陳述することができ、その期間を経れば配当をすることができる仕組みを設けています。具体的には、執行裁判所は、電子配当表に記録すべき事項を定めたときは、異議申出期間を指定したうえで、電子配当表を債権者及び債務者に送付し(民執法85条の2)、債権者及び債務者は、異議申出期間内に異議の申出を書面やインターネットを利用することができるとしています(民執法89条3項。インターネットの利用は、民執法19条の2によって認められます)。

ただ、事案によっては、配当の順位等に争いがあるなどして、異議の申出がされることが見込まれ、配当期日において、出頭した債権者や債務者を審尋等することや口頭で配当異議の申出をすることが相当であるケースも例外的にあり得ると考えられることから、裁判所は、必要があると認めるときは、配当期日を指定することもできることにしています(民執法85条の3)。

これらの改正法は、令和5年改正法公布の日(2023[令和5]年6月14日)から5年以内の日から施行されます。

おわりに

「消費生活相談員が知っておきたい裁判手続」として、11回にわたり、裁判所における民事・家事の手続について、項目を分け、できるだけ、分かりやすく、簡単に説明をすることを心掛けて行ってきました。どこまで、それが伝わっているか分かりませんが、消費生活相談員の方々の、今後の相談等の業務に役立てていただければ、ありがたいと思っております。